附則の次に別表として次の三表を加える。

別表第一（第八条、第十一条関係）

工事の種類	認可を要するもの	事前届出を要するもの
一　設置の工事	発電用原子炉の設置	
二　変更の工事		
(一)　発電用原子炉の基数の増加	発電用原子炉の基数の増加の工事	
(二)　発電用原子炉の基数の増加の工事以外の変更の工事であって、次の発電用原子炉施設に係るもの		
1　原子炉本体	1　ナトリウム冷却型発電用原子炉施設に係るものの改造であって、次に掲げるもの	1　ナトリウム冷却型発電用原子炉施設に係るものの修理であって、次に掲げるもの
(1)　炉型式、定格熱出力、過剰反応度又は反応度係数の変更を伴うもの		
(2)　炉心に係るもの		
(3)　反射材		
(4)　原子炉容器本体（監視試験片を除く。）		
(5)　原子炉容器支持構造物に係るもの		
(6)　原子炉容器付属構造物に係るもの		
(7)　原子炉容器内部構造物に係るもの		
(8)　原子炉本体の基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの		
2　核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	1　改造であって、次に掲げるもの	1　改造（中欄に掲げるものを除く。）であって、燃料取扱設備（ポンプ、ブロワ及び主要弁を除く。）、新燃料貯蔵設備（新燃料貯蔵ラックに限る。）に係るもの
(1)　燃料取扱設備（使用済燃料を取扱うものに限る。）に係るもの		
(2)　新燃料貯蔵設備（新燃料貯蔵ラックに限る。）に係るもの		
(3)　使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料貯蔵槽（水中ラック及び使用済燃料の密封性を監視する設備を除く。）、重水減速沸騰軽水冷却型原子炉施設にあっては使用済燃料貯蔵プール、使用済燃料運搬用容器ピット、使用済燃料貯蔵用容器に限る。）に係るもの		
(4)　使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備（重水減速沸騰軽水型原子炉施設にあっては使用済燃料貯蔵プールに水冷却浄化系設備（ポンプを除く。）、使用済燃料貯蔵設備（重水減速沸騰軽水冷却型原子炉施設にあっては使用済燃料貯蔵プール、炉外燃料貯蔵槽補助ナトリウム設備、炉外燃料貯蔵槽アルゴンガス設備又はライニング設備に限る。）に係るもの		
(5)　炉外燃料貯蔵設備（炉外燃料貯蔵槽、炉外燃料貯蔵槽冷却設備又は炉外燃料貯蔵槽補助ナトリウム設備（一次系に係るものに限る。）に係るもの		
(6)　核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの		
3　原子炉冷却系統施設	1　ナトリウム冷却型発電用原子炉施設に係るものの改造（蒸気タービンに係るものを除く。）であって、次に掲げるもの	1　ナトリウム冷却型発電用原子炉施設に係るものの改造（蒸気タービンに係るものを除く。）（中欄に掲げるものを除く。）であって、次に掲げるもの
(1)　一次冷却材の種類又は酸素濃度の変更を伴うもの		
(2)　原子炉容器本体の入口又は出口の一次冷却材の圧力、温度又は流量の変更を伴うもの		
(3)　一次主冷却系中間熱交換器一次側の一次冷却材の温度又は流量の変更を伴うもの		
(4)　一次冷却材の循環設備に係るもの	2　ナトリウム冷却型発電用原子炉施設（蒸気タービンに係るものを除く。）であって、次に掲げるもの	2　ナトリウム冷却型発電用原子炉施設に係るものの改造（蒸気タービンに係るものを除く。）（中欄に掲げるものを除く。）であって、次に掲げるもの
(5)　二次冷却材の種類又は酸素濃度の変更を伴うもの		
(6)　一次主冷却系中間熱交換器二次側の二次冷却材の温度又は流量の変更を伴うもの		
(7)　蒸気発生器ナトリウム側の二次冷却材の温度又は流量の変更を伴うもの		
(8)　二次冷却材の循環設備に係るもの		
(9)　補助冷却設備に係るもの		
(10)　一次ナトリウム補助設備に係るもの		
(11)　二次ナトリウム補助設備に係るもの		
(12)　一次アルゴンガス系設備に係るもの		